

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="147 523 1081 576"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 占用の期間が1月未満のもの及び岸壁、物揚場、栈橋、船揚場又は舗装した漁具干場若しくは野積場の占用で占用の期間が1月以上のものについての占用料の額は、この表により計算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5 [略]</p>	[略]	<p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 523 2089 576"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 占用の期間が1月未満のもの及び岸壁、物揚場、栈橋、船揚場又は舗装した漁具干場若しくは野積場の占用で占用の期間が1月以上のものについての占用料の額は、この表により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5 [略]</p>	[略]						
[略]									
[略]									
<p>別表第5（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="147 917 1081 970"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 占用の期間が1月未満のものについての公共空地等占用料の額は、この表により計算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>。</p> <p>5 [略]</p>	[略]	<p>別表第5（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 917 2089 970"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 占用の期間が1月未満のものについての公共空地等占用料の額は、この表により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>。</p> <p>5 [略]</p>	[略]						
[略]									
[略]									
<p>別表第6（第18条の5関係）</p> <table border="1" data-bbox="147 1257 1081 1358"><thead><tr><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>4輪以上の自動車1台1回につき</td><td><u>1,300円</u></td></tr></tbody></table>	単 位	利用料金の上限額	4輪以上の自動車1台1回につき	<u>1,300円</u>	<p>別表第6（第18条の5関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 1257 2089 1358"><thead><tr><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>4輪以上の自動車1台1回につき</td><td><u>1,340円</u></td></tr></tbody></table>	単 位	利用料金の上限額	4輪以上の自動車1台1回につき	<u>1,340円</u>
単 位	利用料金の上限額								
4輪以上の自動車1台1回につき	<u>1,300円</u>								
単 位	利用料金の上限額								
4輪以上の自動車1台1回につき	<u>1,340円</u>								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。